



中国大会をめざして！

油木中学校バレー部

6月6、7日と行われた、福山地区春季総合体育大会で、油木中学校バレー部女子が見事優勝を飾りました。

部員数7名という少ない中で、全員が自分の役割を果たし福山地区代表となりました。キャプテンの前原なつ美さん(3年)は、「フレンドリーなチーム。このチームワークで全国制覇をめざして頑張ります」と、意気込みを話してくれました。

7月18、19日に行われる、広島県中学校選手権大会では県代表をめざして頑張ってください。

叙勲(瑞宝双光章)を受章されました

赤木弘之さん(相渡)が瑞宝双光章を受章されました。赤木さんは学校教育へ強い情熱を持たれ、知・徳・体のバランスのとれた児童の育成をめざし、基礎基本の定着、学校給食導入、児童の情操教育・体力向上など、永年にわたり学校教育の充実、発展に尽力されました。また、神石町教育委員会教育委員長を務められ、少子化が進む中で、教育環境の向上・充実に力を注がれ、その功績が顕著であると認められ受章となりました。



叙勲(瑞宝双光章)を受章されました

犯人逮捕に貢献

日野原さんに感謝状！

先月、町内や県東部で発生した訪問販売で鮮魚を高値で売りつけるという事件で、犯人逮捕に貢献したとして、6月30日小島駐在所勤務員の家族、日野原和美さん(小島)が広島警察本部地域本部長から感謝状を贈呈されました。

日野原さんは町民からの通報を受け、的確な対応により犯人検挙に貢献されました。「家族として、当たり前のことでした。家族として」と話され、日野原警察官は「これからも、家族が力を合わせ、また地域と連携を図りながら住民のみならずの安全を守りたい」と話されました。



現役プロ選手に直接指導

6月21日、油木体育館で「JTサンダースバレーボール教室」が開催されました。Vリーグでプロとして活躍している宮下選手・町野選手・丹山選手・田村選手と元日本代表コーチの久保さんから70名の小・中・高校生が直接指導を受けました。プロ選手の時に楽しく、また時に熱の入った指導に子どもたちは「今後には生かしていきたい」と目を輝かせながら話していました。



もっと知りたい! 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

平成21年度の保険料は前年中の所得金額等によって決定し、一人ひとりが納めます。個人ごとの保険料は7月中旬にお知らせしますので、詳しくはお手元に届いた通知書をご覧ください。

【保険料の決まり方】

均等割額 36,372円 + 所得割額*所得割率 6.42% = 年間保険料(限度額 50万円)

*所得割額 = (前年中の総所得金額等 - 基礎控除(33万円)) × 6.42%
58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

◆途中で加入された場合は、加入月分から計算され、途中で喪失された場合の喪失月分は計算されません。

【所得の低い世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます】

軽減割合	世帯の総所得金額(被保険者と世帯主の所得の合計額)		軽減後の均等割額
9割軽減	「33万円」	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	3,637円/年
8.5割軽減	以下の場合	上記以外の方	5,455円/年
5割軽減	「33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数」以下の場合		18,186円/年
2割軽減	「33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数」以下の場合		29,097円/年

【社会保険や健康保険組合などの被扶養者だった方は保険料が軽減されます】

後期高齢者医療に加入される直前に社会保険や健康保険組合などの被扶養者だった方は、加入から2年間は所得割額がなく、均等割額も軽減されます。平成21年度は均等割額が9割軽減になり、年間保険料は3,637円になります。

【保険料の納め方】

原則、保険料は特別徴収(年金天引き)ですが、詳しくは保険料額決定通知書でご確認ください。

【保険料納付方法の変更】

保険料の納め方を特別徴収(年金天引き)から普通徴収(口座振替)に変更することができます。変更をされる方は、申出書が必要となりますので、福祉課へご相談ください。

お問い合わせ 福祉課 ☎ 89-3335

8月1日に保険証と福祉医療の二斉更新をします。

国民健康保険被保険者証

- 1人に1枚、カードサイズの保険証を交付します。
- 70歳〜74歳の方には保険証と高齢受給者証の2枚交付していただきますが、保険証と高齢受給者証が1枚になった証を交付します。
- 保険証の表面の色は、一般・退職資格ともに桃色になります。
- 有効期限は、次のとおりです。

区分	有効期限
75歳に到達する方	75歳の誕生日の前日
70歳〜74歳の方	平成22年7月31日
70歳に到達する方	70歳の誕生日の前日
65歳に到達する退職被保険者・退職被扶養者	65歳の誕生日の前日
上記以外の方	平成23年7月31日

- 保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄ができました。
- 新しい保険証は7月末日までに家族全員分をまとめて世帯主に簡易書留で郵送します。
- *入院等により限度額適用・標準負担額認定証を現在お持ちの方で引き続き利用される場合は、有効期限が7月31日で終了しますので更新申請が必要になります。

後期高齢者医療被保険者証

- 新しい保険証は、7月末日までに広島県後期高齢者広域連合から個別に普通郵便で郵送されます。
- *入院等により限度額適用・標準負担額認定証を現在お持ちの方は、新しいものを保険証と一緒に郵送します。申請は不要です。

重度心身障害者医療費受給者証

- 新しい受給者証は7月末日までに簡易書留で郵送します。

ひとり親家庭等医療費受給者証

- 8月1日以降に病院等に行くときは、必ず新しい保険証・受給者証を提示してください。
- ・有効期限切れになった保険証・受給者証は、各世帯で必ず確実な方法で破棄してください。
- ・8月に入っても保険証が届かない場合は、福祉課までお問い合わせください。